

船橋市市民センター使用料減額対象基準

(目的)

第1条 この基準は船橋市市民センター条例施行規則（平成10年規則第25号）第8条第1項第3号に規定する使用料の減額の対象となる「公共的団体等」（以下「使用料減額対象団体」という。）について必要な事項を定めるものとする

(減額の対象)

第2条 使用料減額対象団体は次の各号に掲げるものとする。ただし、第2号から第11号までについては市内に主たる事務所を有するものでなければならない。

- (1) 市が出資している公社、財団等
- (2) 農業協同組合
- (3) 水産業協同組合
- (4) 消費生活協同組合
- (5) 商工会議所等の産業経済団体
- (6) 青年団
- (7) 婦人会等の文化事業団体
- (8) 社会福祉法人
- (9) 町会自治会
- (10) 連合自治会
- (11) その他市長が認める団体

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(船橋市市民センター条例施行規則第8条第1項第3号に係る使用料の減額に関する基準の廃止)

2 平成17年4月1日制定の船橋市市民センター条例施行規則第8条第1項第3号に係る使用料の減額に関する基準については、廃止する。